

毎週火・金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県社会保険出張所処務規程
- ◇告示 指定医療機関の廃止
指定医療機関の休止
医療機関の指定
国有財産の公用廃止
保安林の解除予定
- 〃 移入禁止区域の解除
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇正誤 昭和三十七年四月二十四日付け鳥取県規則第二十一号中訂正

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一中「百六十三 米飯提供業者登録票書換交付手数料

百円」を 百円」を

「百六十三 米飯提供業者登録票書換交付手数料 百円

百六十三の二 大豆集荷業者又はなたね集荷業

者の登録手数料 五百円

百六十三の三 大豆集荷業者又はなたね集荷業

者の登録証の書換え交付手数料 百円

百六十三の三 大豆集荷業者又はなたね集荷業

者の登録証の再交付手数料 二百円」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第3号

社会保険出張所

鳥取県社会保険出張所処務規程を次のように定める。

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県社会保険出張所処務規程

(目的)

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、鳥取県社会保険出張所(以下「出張所」という。)の組織及び事務処理の方法について定めることを目的とする。

(組織)

第二条 出張所に、次の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。

庶務課	庶務係、会計係
業務課	業務係、医療係
徴収課	徴収係、滞納整理係
国民年金業務課	適用係、保険料係

第三条 出張所に、社会保険調査員を置く。
(分掌事務)

第四条 各課及び社会保険調査員の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 所職員の人事に関する事。
- 三 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- 四 前渡資金の出納保管に関する事。
- 五 物品の管理に関する事。
- 六 保健、福祉施設に関する事。
- 七 広報活動に関する事。
- 八 出張所の管理及び所内の取締りに関する事。

九 その他他課の主管に属しない事務に関する事。

業務課

- 一 被保険者の資格に関する事。
- 二 被保険者の標準報酬に関する事。
- 三 被保険者証に関する事。
- 四 被扶養者の認定に関する事。
- 五 日雇労働者健康保険被保険者手帳、健康保険印紙購入通帳及び印紙受払報告に関する事。
- 六 保険給付に関する事。
- 七 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)及び厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の規定による損害賠償に関する事。

徴収課

- 一 保険料(国民年金保険料を除く。以下同じ。)その他の歳入金の調査及び決定に関する事。
- 二 保険料その他歳入金の収納に関する事。
- 三 保険料その他歳入金の督促及び滞納処分に関する事。

こと。

四 過誤納保険料の還付に関する事。

五 歳入歳出外現金(国民年金に係るものを除く。)の出納保管に関する事。

国民年金業務課

- 一 国民年金被保険者の資格に関する事。
- 二 国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳に関する事。
- 三 国民年金保険料その他の歳入金の調査及び決定に関する事。

四 国民年金保険料その他の歳入金の収納に関する事。

五 国民年金保険料その他の歳入金の督促及び滞納処分に関する事。

六 国民年金保険料免除に関する事。

七 国民年金印紙の検認に関する事。

八 国民年金保険料の還付に関する事。

九 国民年金に係る歳入歳出外現金の出納保管に関する事。

ること。
十 前各号のほか、国民年金に関すること。
社会保険調査員
社会保険業務の調査及び指導に関すること。

(代決)

- 第五条 所長が出張その他の理由により不在のときは、庶務課長がその事務を代決する。
- 2 所長及び庶務課長ともに不在のときは、あらかじめ、所長が指定した課長がその事務を代決する。
- 3 あらかじめその事務の処理について特に指示を受け、たもの及び緊急やむを得ないものを除くほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規若しくは先例となる事項については、前二項の規定にかかわらず、代決することができない。
- 4 代決した事項については、すみやかに所長の後鬩を受けなければならない。但し、軽易な事項についてはこの限りでない。

(専決事項)

- 第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。
一 部下に属する職員の仕事分担を定めること。
二 職員（所長を含む。以下同じ。）の出張を命令すること。
三 職員の時間外勤務及び休日勤務を命令すること。
四 職員の休暇に関すること。
五 職員の進退に関して具申すること。
- 第七条 所長は、毎年三月二十日までに、次年度の事業計画を定め、知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の計画に対し必要な調整を行ない、又は条件を付してこれを承認することができる。
- 3 所長は、重要な事項については、第一項の規定にかかわらず、そのつど知事の承認を受けなければならない。

(報告)

- 第八条 所長は、次の各号に掲げる場合には、その旨を知事に報告しなければならない。
一 所員の履歴に異動を生じたとき。

- 二 所員の分掌事務を定めたとき。
- 2 所長は、前項の報告のほか、重要又は異例に属するものについては、そのつ度知事に報告しなければならない。

(事務引継)

- 第九条 所長が転職し、休職し、又は退職した場合は、すみやかに書類、帳簿その他重要事項につき引継書を作成して後任者又は知事の指定した者に引き継がなければならない。
- 2 前項の引継を完了したときは、連署してその状況を知事に報告しなければならない。

(雑則)

第十条 所長は、この規程に定めるものを除くほか、必

名称 所在地 診療科名

- 岸田 医院 倉吉市明治町一、〇二七 内科
- 日南町国民健康 日野郡日南町生山四八九ノ三 内科、外科、小児科、婦人科
- 保険生山診療所 鳥取市片原一丁目一〇七 歯科

廃止理由 廃止年月日

- 科 新病院開設のため 昭和三十七年四月 一日
- 科 病院設置のため " " " "
- 科 開設者死亡のため " " 三月三十一日

要な事項について、知事の承認を受けて処務細則を定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和三十七年五月二十二日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年五月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

岸 田齒科医院 倉吉市明治町一、〇二七

鳥取県告示第二百七十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称 所在地 診療科名 休止年月日
牧野 鳥取市川外大工 眼科 昭和三十七年
眼科医院 町三一 二月二十八日

鳥取県告示第二百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

新病院開設のため 四月 一日

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定 名称 所在地 診療科名 開設者名
年月日
昭和 和 医療法人 倉吉市明治 内科、歯 医療法人
三十七年 専仁会 町一、〇二 科、放射 専仁会 信生病院
四月一日 信生病院 七 線科 理事長
岸田 信道

鳥取県告示第二百七十五号

次の土地は、昭和三十七年五月十七日から公開を廃止した。

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又 面積又は
は品目 数量
鳥取市吉成字東井手口一四八ノ一 地内 道路敷 一六・五一

鳥取県告示第二百七十六号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 東伯郡赤碓町大字八幡字山ノ下一八四(次の図に示す部分に限る。)、一九〇ノ二、一九一ノ二、一九二、一九三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一九四ノ二大字籠津字東浜一四六ノ三所在の保安林

指定の目的 潮害の防備

解除の理由 道路敷地とするため

申請者住所氏名 赤碓 町長

二 東伯郡赤碓町大字赤碓字花見一九三三ノ三(次の図に示す部分に限る。)

指定の目的 魚つき

解除の理由 道路敷地とするため

申請者住所氏名 赤碓 町長

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百七十七号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡羽合町大字上橋津字根滝七五二ノ一所在の保安林

指定の目的 風害の防備

解除の理由 道路敷地とするため

申請者住所氏名 羽合 町長

鳥取県告示第二百七十八号

昭和三十七年四月鳥取県告示第二百十号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域(鳥根県)の指定は、昭和三十七年五

月十一日限り解除する。

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年五月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年六月六日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市大森町五区六八

自動車運転者 有 田 清 徳

(2) 鳥取市新茶屋二一三

自動車運転者 木村 勝 美

(3) 鳥取市馬場一九三

自動車運転者 山 本 政 市

(4) 鳥取市丸山町五ノ二二

自動車運転者 山 本 和 雄

(5) 鳥取市今町二丁目三八二

自動車運転者 山 根 幸 男

(6) 八頭郡智頭町三田七七八

自動車運転者 白 間 庸 雄

(7) 鳥取市今町一丁目一〇〇

自動車運転者 尾 崎 政 勝

(8) 八頭郡八東町大字日田五五

自動車運転者 小 林 秀 夫

二 倉吉地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年六月十三日 午後二時三十分から

倉吉市明治町 倉吉警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

自動車運転者 箕 矢 貴

正 誤

昭和三十七年四月二十四日付け鳥取県規則第二十一号

中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁行 誤 正

10 1 (A列6号のもの五枚接続)(A列6号のもの四枚接続)

11 2 (A列6号のもの四枚接続)(A列6号のもの三枚接続)

三 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年六月十三日 午前十一時から

米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 境港市渡町二〇九三

自動車運転者 柴 田 勝 美

(2) 米子市灘町二丁目二一

自動車運転者 大 櫃 睦 齋

(3) 米子市東町三八

自動車運転者 足 立 照 彦

(4) 米子市車尾四八六

自動車運転者 黒 崎 寿 夫

(5) 日野郡溝口町栃原八〇二